

学事第 37 号
令和2年4月7日

各私立幼稚園設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う
私立学校等の臨時休業の要請について（通知）

新型コロナウイルスが国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり全国的にかつ急速なまん延によって国民生活と経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、政府対策本部により、令和2年5月6日（水）まで埼玉県全域を含む1都1府5県の地域に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

本県においては、まだ急速な感染拡大やクラスター連鎖が発生するような状況に至っていませんが、東京通勤のベッドタウンとなっている都市部や鉄道網・高速道路に沿う形で感染者が拡大しています。

そのため、首都圏一体となって、ヒトの移動に伴うリスクを軽減するための対策を講じていくことが効果的です。そこで本県として、令和2年5月6日（水）まで埼玉県全域に対して緊急事態措置を実施することとしました。

この措置の一環として県立学校に対しては、休業期間を延長し、令和2年5月6日（水）までとするなど必要な措置を講じるよう要請しました。また市町村立幼稚園・小中学校等についても、別添のとおり各市町村教育委員会に対して同様に必要な措置を要請しました。

本県における徹底した感染拡大防止対策を図るため、私立幼稚園におかれましても、令和2年5月6日まで臨時休業にするなど必要な措置を講じるよう要請をいたします。

なお、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、保育を必要とする幼児の居場所確保について、適切に実施するようお願いいたします。

特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方である場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方の子どもの保育が必要な場合などについては適切な対応をお願いいたします。

〈参考〉

第10回新型コロナウイルス対策本部会議資料

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2020/documents/200407-0602.pdf>

担 当 総務部学事課幼稚園担当
電 話 048-830-2560